

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

令和5年（2023年）10月1日から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これに伴い、上越商工会議所の適格請求書発行事業者登録番号をお知らせいたします。

【登録番号】 T1110005008167

【名称】 上越商工会議所

【登録年月日】 令和5年（2023年）10月1日

【所在地】 新潟県上越市新光町1丁目10番20号

※上記登録番号は、国税庁「インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト」からもご確認いただけます。

【上越商工会議所の情報】

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)